

【ABC 消費者情報 Vol. 118】

◎給付金支給等をかたった還付金詐欺にご注意！

市役所や公的機関の職員を名乗り、「本日中に申請すればお金がもらえる」という名目でATM（現金自動預払機）へ誘導し、携帯電話を使って、言葉巧みに現金を振り込ませる詐欺が多発しています。

■相談事例

- 市職員を名乗り、「お宅は給付金手続がされていません。手続をすると給付金が出ます。」との電話があった後、金融機関を名乗る男から、「ATMへキャッシュカードを持って行き、電話してください。」などといった電話があった。
- 「保険料の過払い金が発生している。郵便で案内を送付したが、手続きをしていないようなので電話をした。どこの銀行に振込んだらいいか。」などの内容で、市職員を名乗る者からの電話。数分後、銀行を名乗る者から「市役所から連絡を受けた。」と電話があった。

■アドバイス

- 市町村や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、ありません。
- 市町村や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」の支給のために、手数料などの振込みを求めることは、ありません。
- 不審に感じたら、消費生活センターに早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611